

令和6年度

岐阜県介護福祉士等 修学資金貸付制度の ご案内

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付制度とは

岐阜県福祉人材総合支援センターが介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、**無利子**で修学資金の貸付を行う制度です。国家資格登録後5年間、岐阜県内で介護または相談援助等の業務に継続して**従事**すれば全額返還免除となる**返還免除型貸付金**です。

対象者

介護福祉士養成施設(対象:大学・短大・専門学校)・社会福祉士養成施設(対象:短期養成施設・一般養成施設)に入学する方で、次のいずれかに該当する方

- ①岐阜県内の養成施設に入学する方
- ②岐阜県内に住民登録をしており、岐阜県外の養成施設等に入学する方

※なお養成施設等の入学年度以前に岐阜県内に住民登録をしていた方や、外国からの留学生等で、卒業後に岐阜県内において対象業務に従事する意思があると認められる方も対象となります。

貸付額

大学 (修学年数4年の場合) **最大288万円**
短大・専門学校 (修学年数2年の場合) **最大168万円**
(生活費加算は除く)

内訳

月額
(在学中)

5万円
以内

年2回交付

入学
準備金

20万円
以内

初回のみ

就職
準備金

20万円
以内

最終回のみ

国家試験
受験対策費用

4万円
以内

卒業年度及び
その前年度

生活費加算

月額(在学中)詳細は
お問合せください

※生活保護世帯の子ども、またはそれに準ずる世帯と認められた方には、在学中の生活費を上乗せて貸付を行うことができます。(生活費加算のみの貸付は行いません)

※国家試験受験対策費用は
介護福祉士養成施設に限る

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」を併用する場合は、減免額に応じて貸付額を調整させていただきます。

申込方法・スケジュール

- 令和6年1月中旬 募集要項・申請書類の公開（公式HPを確認）
- 令和6年4月 申請（入学された養成施設を経由して申請）
- 令和6年5月 貸付決定 貸付審査会において審査
(養成施設を経由して決定通知の交付・借用証書の取り交わし)
- 令和6年6月末日 第1回送金 第2回は令和6年10月末
(翌年以降は4月末と10月末の年2回に分けて送金)

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」を併用する場合は、貸付額の調整のため、送金が遅れる場合があります。

連帯保証人

【個人】1名以上

申請者が未成年（18歳未満）の場合には、申請者の保証人は法定代理人とします。

ただし、保証人として適当な法定代理人がいないときは、法定代理人以外の方を連帯保証人に立ててください。

【法人】

法人連帯保証を申請する場合は、事前に申し出が必要となります。公式HPの募集要項欄に記載の「法人保証に係る手続きについて」をご確認ください。

返還免除条件

次の全てを満たした場合、返還免除となります

- ① 養成施設等を卒業後 **1年以内**（国家試験に不合格となった場合等は **3年以内**）に
- ② 介護福祉士または社会福祉士の登録を行い
- ③ 岐阜県内の施設において
- ④ 介護又は相談援助等の業務に従事し
- ⑤ 以後継続して**5年間**（過疎地域又は中高年離職者は**3年間**）**当該業務に従事した場合**

※詳しくはお問合せください。

問合せ先

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター**
介護福祉士修学資金 担当宛
〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館3F
TEL：058-201-2261（直通）



ホームページ

[岐阜県 介護福祉士等修学資金](#)

検索

- JR 岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス
県庁経由「OKB ふれあい会館」下車 徒歩1分
- JR 西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス
「福祉・農業会館南」下車すぐ

